

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、発注者が所管する下水道管路施設の維持管理等に関する各種業務について、受注者の創意工夫を促し、効率的かつ効果的な管路施設の維持管理等が実現できるように、複数年度契約で包括的に委託するものであり、継続的な事業推進、対応窓口の一元化によるサービスの向上をはかるために必要な基本事項を定めることを目的とする。また、頭書に定める事業期間における事業者の義務を明確化して、各当事者によるその義務の履行を確実にする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1)「本件業務」とは、泉大津市公共下水道管路施設包括的維持管理業務委託、即ち、統括管理業務、情報整理・準備業務、日常的維持管理業務、計画的維持管理業務、計画策定業務、修繕業務、その他業務の総称をいう。
- (2)「仕様書」とは、本件業務の履行について発注者と受注者が相互に協力し、本件業務を円滑に実施するために必要な諸条件を定めた、本契約の別紙1に定める書面をいう。
- (3)「改善措置請求」とは、第16条第2項に基づく請求をいう。
- (4)「本契約等」とは、本契約、受注者選定要項（本条第9号で定義する。）及び技術提案書（本件業務の受注者選定手続きにおいて、受注者が提出した企画提案書及びこれに類する資料をいう。以下同じ。）の総称をいう。
- (5)「履行開始日」とは、契約締結日の翌日をいう。
- (6)「履行期間」とは、履行開始日から履行期間満了日までの期間をいう。
- (7)「履行期間満了日」とは、令和9年3月31日をいう。
- (8)「業務移行期間」とは、~~契約締結日の翌日から令和●年●月●日までの期間、及び、~~次期受注者の契約締結日の翌日から本契約履行期間満了日までの期間をいう。
- (9)「受注者選定要項」とは、本件業務に関し、発注者が公表した公募型プロポーザル実施要領その他発注者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書の総称をいう。
- (10)「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰すことができないもので、発注者及び受注者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害または障害発生防止手段を合理的に期待できない事由をいう。
- (11)「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- (12)「本件施設」とは、発注者が所管する下水道管路施設全てをいう。
- (13)「業務計画」とは、第11条に定める業務計画書の総称をいう。

(総則)

第3条 発注者及び受注者は、本契約に基づき、受注者選定要項並びに技術提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

- 2 受注者は、履行期間中、仕様書に示す本件業務を行うとともに、成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、仕様書の内容に沿って本件業務を実施及び成果物を完成させるため、本件業務に関する指示を受注者又は受注者の統括管理責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の統括管理責任者は、当該指示に従い本件業務

を行わなければならない。

- 4 受注者は、本契約若しくは受注者選定要項に特別の定めがあるとき又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議があるときを除き、本件業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、受注者選定要項に特別の定めがあるときを除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 本契約及び受注者選定要項における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 10 本契約は日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 〔発注者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。〕注：〔 〕は、受注者が共同企業体を結成している場合に追記する。

（業務の範囲）

第4条 本件業務の範囲は、以下の各号に定める業務及びその他本件仕様書に記載された業務とする。

- (1) 統括管理業務
- (2) 情報整理・準備業務
- (3) 日常的維持管理業務
- (4) 計画的維持管理業務
- (5) 計画策定業務
- (6) 修繕業務
- (7) その他業務

2 受注者は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、維持管理方法、使用機材、消耗品等を決定し、本件業務を行うことができる。

（別途契約事項）

第5条 本契約は、第4条第1項の第5号に示す計画策定業務及び、第6号に示す修繕業務（以下「別途契約業務」という。）を除いた残りの業務についてのみ、業務の受委託を約する趣旨で締結されるものであり、本契約のうち別途契約業務に関する部分は、法的拘束力を有しないものとする。従って、発注者及び受注者は、別途契約業務に関する詳細（本契約に定められているものを除く。）を別途協議の上、令和7年度から令和8年度までの年度毎に、それぞれの契約を締結する。なお、その場合の委託料については、本件業務の見積り金額を予定価格で除した値を別途契約業務の設計金額に乗じて得た金額を明記するものとする。

（統括管理責任者）

第6条 受注者は、本件業務の統括管理責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に届けなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 統括管理責任者は本契約の履行に関し、業務の統括及び管理を行うほか、委託料の変更、委託料の請求及び受領、第7条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知

並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括管理責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(受注者等に対する措置請求)

第7条 発注者は、統括管理責任者若しくは受注者の使用人又は第4 5条第2項の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(履行期間等)

第8条 本件業務の履行期間は、契約締結日の翌日より令和9年3月31日の24時までとする。ただし、第4条第1項第3号から第7号で示す業務については、令和7年7月1日から履行開始とする。

(契約保証金)

第9条 受注者は、本契約の締結と同時に、委託料の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(2) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(3) 泉大津市財務規則（昭和44年4月1日泉大津市規則第7号）第116条第1項第3号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請の提出があったとき。

(4) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が、契約を確実に履行するものと認められるとき。

(5) 国、他の地方公共団体又は公益的法人と契約するとき。

- 3 本契約に基づく委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(優先関係)

第10条 本契約及び受注者選定要項の間、又は、本契約及び技術提案書との間で齟齬が生じた場合には、本契約を優先する。受注者選定要項及び技術提案書の間で齟齬が生じた場合、受注者選定要項を優先する。ただし、技術提案書が受注者選定要項及び仕様書の水準を超えた提案を含む場合には、当該提案部分については、技術提案書が優先する。

第2章 本件業務の準備等

(業務計画書)

- 第11条 受注者は、本契約締結後14日以内に、その費用により、本契約等に定める条件を満たす業務計画書を作成し、発注者に提出し、発注者の確認を得るものとする。
- 2 受注者は、業務計画に基づき本件業務を実施するものとする。発注者が、業務計画に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、発注者は受注者に説明を求めることができる。その結果、発注者が、業務計画に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正（業務計画の変更を含む。）を求めることができる。
- 3 受注者が業務計画の変更を希望する場合、受注者は、変更の10日前までに変更理由及び変更内容を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。
- 4 前4項に定めるもののほか、受注者は、業務移行期間中に、仕様書の定めるところに従い、提出書類の提出及び業務実施体制の整備を行わなければならない。

(許認可の取得等)

- 第12条 受注者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、受注者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

(業務移行期間)

- 第13条 受注者は、発注者から本件業務に関する引継事項を受領するとともに、実施する業務の内容について把握しておかななければならない。
- 2 ~~受注者は、業務移行期間に、本履行開始前に本件業務の全部又は一部を受託していた者から、本件業務に関する引継事項を受領し、本契約が終了するまで、業務事務所に備え置くものとする。~~
- 3 発注者は、いつでも、業務事務所において引継事項を閲覧し、また、受注者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 4 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を変更したときは、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。
- 5 受注者は、仕様書に定めるところに従い、業務移行期間において、次期受注者に対して本件業務の引継に必要な業務を行わなければならない。

第3章 本件業務

(本件業務の実施)

第14条 受注者は、本契約等の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を実施しなければならない。

(増加費用の負担)

第15条 本件業務の実施に要する費用が増加した場合であって、当該費用の増加が発注者の責めに帰すべき事由による場合（受注者選定要項及び本件施設について発注者が提供した資料と本件施設の現況との間に齟齬があり、かかる齟齬が当該資料から合理的に予測できないことを受注者が立証した場合であって、当該齟齬により本件業務に要する費用が増加した場合を含む。）、当該増加費用は発注者が負担する。但し、増加費用の発生の防止について、受注者が合理的な努力を怠っている場合にはこの限りではない。

(改善措置請求)

第16条 第17条に定める検査等の結果、本契約等に従った本件業務が実施されていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから10日以内に改善計画書を発注者に提出し、自らの費用負担及び責任において、発注者の確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行わなければならない。

2 発注者は、前項の期間内に受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、または、改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる。

第4章 業務報告等

(発注者による監視、立入検査)

第17条 発注者は、随時、自ら、または、本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、本件業務の実施について検査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。

2 発注者（発注者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の検査または受注者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受注者に通知をした上で業務事務所へ立ち入ること、また、適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

(業務の報告等)

第18条 受注者は、履行期間中、本件業務について、仕様書に定める提出書類を作成し、発注者に提出するものとする。

2 前項に定める提出書類の様式は、受注者の提案に基づき、発注者が承諾するところによる。

3 発注者は、第1項に基づき提出された書類の内容について、受注者に説明を求め、また、必要な範囲で、受注者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

4 受注者は、本件業務完了時、本件業務について仕様書に定める提出図書を作成し、発注者に提出するものとする。

(修繕業務の実施要否及び検査)

- 第19条 発注者及び受注者は、個別の箇所についての修繕業務実施の要否を、仕様書に定める基準に従い判定する。ただし、判定が困難な箇所については、別途発注者と受注者とが協議の上定める。
- 2 受注者は、修繕業務の実施箇所における修繕業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から7日以内に、本契約等に定めるところにより、当該修繕業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。具体的な検査方法については、別途発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。
- 4 受注者は、修繕業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに自らの負担により修補して発注者の検査を受けなければならない。
- 5 受注者が行うべき修繕業務が、受注者が自ら予定している修繕業務の費用の範囲を超えた場合または超える可能性が生じた場合には、受注者はその対応について発注者に対して協議を申し入れることができる。

第5章 委託料の支払

(委託料)

第20条 本件業務の委託料の金額は金〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）とし、その内訳は以下のとおりとする。

- (1) 統括管理業務、情報整理・準備業務、日常的維持管理業務、計画的維持管理業務、その他業務 金〇〇〇円
- (2) 計画策定業務及び修繕業務
別途発注者と受注者とが協議の上、第5条に規定する別途契約において定める。

(委託料等の支払)

第21条 委託料の支払期日は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 日常的維持管理業務、統括管理業務、情報整理・準備業務、日常的維持管理業務、計画的維持管理業務、その他業務に係る委託料前条第1号(1)の内数として定められた委託料の金額のうち、別途発注者と受注者とが協議の上作成した別紙2の委託料支払額予定表に基づいて四半期ごとに支払うものとする。
受注者は、各四半期に行った業務の量及び金額を、当該四半期毎に遅滞なく報告するものとし、発注者は、当該報告を受けてから10日以内に報告内容を確認する。受注者は、発注者が上記の報告内容を確認した日以降に、各四半期の委託料（本契約上受注者が発注者に請求できる費用を含む。以下本条において同様。）の支払いを発注者に請求する。
発注者は、上記の請求を受けたときは、請求を受けてから30日以内に、委託料を支払うものとする。
- (2) 計画策定業務及び修繕業務に係る委託料
前条第1号(2)の内数として定められた計画策定業務及び修繕業務の委託料の金額のうち、別途発注者と受注者が協議の上、作成した別紙2の委託料支払額予定表に基づいて年度ごとに支払うものとする。

(著しく賃金又は物価が変動した場合などの契約変更)

第22条 発注者又は受注者は、本契約の有効期間内で本契約締結の日から12ヶ月経過した後に、日本国内における著しい賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

- る。
- 2 前項による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替える。
 - 3 予期することのできない特別の事情により、本契約の有効期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は前各項の規定にかかわらず、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
 - 4 第1項又は前項の場合において、契約金額の変更額については発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から60日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 5 前項の協議開始の日については発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第3項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 6 前各項目にかかわらず、①金利変動に伴う追加費用及び②本業務に必要な資金調達に伴う追加費用は、いずれも受注者が負担するものとする。

第6章 その他の受注者の義務

(契約不適合責任)

- 第23条 発注者は、引渡された成果物又は修繕部分（以下この条において「成果物等」という。）が本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求する事ができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完が無いときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求する事ができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求する事ができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(地域住民対応)

- 第24条 受注者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本件業務の実施に必要な住民対応（本件業務の実施に伴い必要となる環境対策等を含む。）を行わなければならない。
- 2 受注者は、予め発注者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本件業務を変更することはできない。
 - 3 受注者は、住民対応の結果、本件業務の実施に必要な費用を負担しなければならない。但し、本件業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、発注者の負担とする。

第7章 損害賠償

(損害賠償)

第25条 受注者の本契約の違反その他受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、受注者が発注者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 発注者の本契約の違反その他発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は受注者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（次項に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 5 発注者及び受注者は、別紙3に示す保険に加入するものとする。

(責任限度)

第26条 本契約に基づき受注者が発注者に支払うべき違約金及び損害賠償金は、契約金額の100分の10を上限とする。ただし、受注者の故意または重過失により損害が生じた場合については責任限度を設けない。

第8章 契約終了

(期間満了による終了)

第27条 期間満了により本契約が終了した場合、受注者は発注者から貸与された鍵、備品、資料等を発注者に返却しなければならない。

(発注者による解除)

第28条 受注者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、発注者は、受注者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約に基づく業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (2) 第34条第1項の定めに基づく表明保証が虚偽であった場合。
- (3) 前各号のほか、受注者が本契約に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から14日以内に違反が是正されなかった場合。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合、又は、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合。
- (5) 小切手又は手形の不渡りがあった場合（ただし、2号不渡を除く）。
- (6) 本契約等に基づく本件業務の履行が困難であると合理的に認められる場合。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条件において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条件において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第30条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

- (9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者を言う。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項各号の事由の発生により、発注者により本契約が解除された場合、受注者は発注者に対し、違約金を支払わなければならない。違約金の額は、契約金額の100分の10とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者は6か月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。ただし、この場合には、発注者は受注者に対し、本契約終了時点までに受注者が本契約履行のために支出した費用相当額を、本契約終了後30日以内に補償金として支払うものとする。
- 4 第27条の規定は本条の規定により本契約が終了する場合に準用するとともに、受注者は必要な本件業務の引継を行わなければならない。

（発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限）

第29条 前条第1項各号に定める場合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者による解除）

第30条 以下のいずれかの事由に該当する場合、受注者は、発注者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 発注者が、委託料の支払いを1か月以上遅延した場合。
 - (2) 受注者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合。
 - (3) 第34条第2項の定めに基づく表明保証が虚偽であった場合。
 - (4) 発注者が本契約に違反し、受注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から14日以内に違反が是正されなかった場合。
- 2 前項により本契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。
- 3 第27条の規定は本条の規定により本契約が終了する場合に準用するとともに、受注者は必要な本件業務の引継を行わなければならない。

（受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限）

第31条 前条第1項各号に定める場合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第32条 発注者は、本契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下この条において、「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

2 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約不適合責任期間等)

第33条 発注者は、引渡された成果物又は修繕部分に関し、成果物の引渡しを受けた日又は修繕業務の実施箇所について完了確認がなされた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において、「請求等」という。）をすることができない。ただし、発注者が成果物の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、成果物の引渡し又は修繕業務の実施箇所について完了検査の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 第1項の規定は、成果物又は修繕業務の目的物の契約不適合が受注者選定要項の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第9章 その他

(表明及び保証)

第34条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 受注者による本件業務の遂行が、受注者に適用される一切の法令等に違反しないこと。
 - (2) 第28条第1項第4号から第7号又は第9号に規定する事由が生じていないこと。
 - (3) 公租公課を滞納していないこと。
 - (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続または行政手続が、裁判所または公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起または開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
 - (5) 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報が、その重要な点においてすべて正確であること。
- 2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
- (1) 発注者が受注者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
 - (2) 議会の議決そのほか本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。
- 3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

（条件変更等）

第35条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書（発注者が受注者選定の際に提供した本件施設の現況に関する資料等発注者が提供した本件施設に関する資料を含む。本条において、以下に同じ。）に誤謬又は脱漏があること。
 - (2) 仕様書の表示が明確でないこと。
 - (3) 業務実施上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な業務実施条件と実際の業務実施条件が相違すること。
 - (4) 仕様書に明示されていない業務実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聞いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者による本件業務の内容の変更）

第36条 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本件業務の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日（以下、本条において「変更日」という。）の3ヶ月前までに変更案（委託料に関する部分を含まない。以下、本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1ヶ月以内に、発注者に対し、変更案に対応する委託料に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容）を提出するものとする。
- 3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから1ヶ月以内に、前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 発注者が見積りを承認しない旨受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1か月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。）、発注者は変更案の撤回または本契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が本契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により本契約が終了した場合、第27条及び第28条第3項ただし書を準用する。
- 5 第1項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受注者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。
- 6 前各項の規定に関わらず、発注者は各年度における本契約に基づく受注者への支払額が、当該年度の発注者の予算額を超過するおそれがある場合、受注者に通知することにより、かかる超過の限度において、本件業務の実施時期の変更又は本件業務の一部を本契約の履行対象から除外するよう指示することができる。この場合、本契約で別途定める場合を除き、受注者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を発注者に請求することはできない。

（受注者による本件業務の内容の変更）

- 第37条 受注者は、本件業務の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する日（以下、本条において「変更日」という。）の3ヶ月前までに変更案（委託料に関する部分を含む。以下、本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから1ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

（業務に係る受注者の提案）

- 第38条 受注者は、仕様書（本件業務に関する指示を含む。本条において、以下同じ。）について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
 - 3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、委託料を変更しなければならない。

（業務の中止）

- 第39条 不可抗力により、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受

注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

(委託料の変更方法等)

第40条 第35条又は第38条の規定により委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、発注者と受注者が協議して書面をもって定めるものとする。

(不可抗力)

第41条 不可抗力により、本件業務の実施が著しく困難となった場合または本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、本件施設への被害、本件業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。

これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意または重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。また、不可抗力の発生に伴い、本件委託業務のうち住民対応・事故対応業務及び災害対応業務として実施すべき業務に関して発生した費用は、受注者の負担とする。

- 2 不可抗力により本件施設が損傷した場合、発注者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受注者の故意または重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合または防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受注者の負担とする。
- 3 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間が発生した場合であっても、原則として受注者は本件業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本件業務の一部が未履行のまま事業期間が満了したときの委託料については、本件業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 4 本件施設の損傷により本件業務の内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、本件業務の内容を変更することができる。また、法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができる。
- 5 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により受注者に生じた費用については、第1項に定めるところによる。

(法令等の変更)

第42条 法令等の変更により、本件業務の実施が著しく困難となった場合または本件業務の実施に増加費用が発生する可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、これにより発生する費用の負担は次の各号の通りとする。この場合、受注者は、本件業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。ただし、受注者の故意または重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。

(1)本件業務に直接関係する法令等の変更の場合には、発注者の負担とする。

(2)本件業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には、受注者の負担とする。

- 2 法令等の変更により、本件業務を行うことができなかった期間が発生した場合であっても、原則として受注者は本件業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本件業務の一部が未履行のまま事業期間が満了したときの委託料については、本件業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 3 法令等の変更により本件業務の内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、本件業務の内容を変更することができる。また、法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができる。
- 4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により受注者に生じた費用については、第1

項に定めるところによる。

(契約の変更)

第43条 第36条ないし第42条に定めるものの他、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(契約上の地位の譲渡等)

第44条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

(再委託)

第45条 受注者は、本件業務のうち統括管理業務、日常的維持管理業務、計画的維持管理業務を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはならない。

- 2 受注者は、前項に掲げるものを除き、事前に発注者の書面による承諾を得て、本件業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託することができる。この場合、受注者は業務種別の再委託先企業を明確にするものとする。
- 3 前項に基づき本件業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、受注者は当該第三者による業務の遂行につき一切の責任を負担し、当該第三者の責めに帰すべき事由は受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

(通知)

第46条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む。）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に届け出なければならない。

(著作権の利用等)

第47条 発注者が本契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

- 2 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。
- 3 受注者は、発注者が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（発注者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で、発注者又は発注者が委託する第三者をして、成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 受注者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならな

い。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 成果物を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

- 5 発注者は、成果物について、成果物が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

(著作権等の譲渡禁止)

第48条 受注者は、自ら又は著作者をして、成果物にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第49条 受注者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持)

第50条 発注者及び受注者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。

(1) 本契約締結時に公知である情報、または情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。

(2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。

(3) 本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方から開示された情報を除く。

(4) 法令等により開示が義務付けられる場合において、法令等の定めに従い必要である範囲内において開示する場合。

(5) 発注者または受注者の弁護士、公認会計士または税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。

(6) 相手方が書面により承諾した場合。

(7) 本契約が解除等により終了した場合において、終了後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務計画及び成果物を開示する場合。

(8) 第45条第2項の定めに基づいて第三者に本件業務の一部を請け負わせ又は委託した場合において、当該第三者に対して本件業務遂行に必要な情報を開示するとき。

- 2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(個人情報の保護)

第51条 受注者は、この契約を履行するため個人情報を取り扱う場合は個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

3 受注者又は受注者の使用人は、この契約の履行に関して知りえた個人情報を、他に漏らしてはならない。履行期間終了後、又はこの契約が解除された後も同様とする。

- 4 受注者又は受注者の使用人は、この契約の履行に関して、収集した個人情報

- 報（以下「収集個人情報」という。）、及び甲から提供された個人情報（以下「提供個人情報」という。）を、この契約の履行目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 受注者又は受注者の使用人は、収集個人情報及び提供個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
 - 6 受注者又は受注者の使用人は、収集個人情報及び提供個人情報をき損し、又は滅失することのないよう適正に管理しなければならない。
 - 7 受注者は、収集個人情報及び提供個人情報を履行完了時に、発注者に提出し、又は返還しなければならない。
 - 8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
 - 9 受注者は、契約を履行するにあたり、受注者の使用人に対して個人情報保護に関する教育・研修を実施しなければならない。
 - 10 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託させてはならない。なお、委託先が再委託を行う場合以降も同様とする。
 - 11 受注者又は受注者の使用人は、収集個人情報及び提供個人情報を漏えいし、き損し、又は滅失したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
 - 12 発注者は、受注者又は受注者の使用人の、収集個人情報及び提供個人情報の取扱状況につき調査し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。
 - 13 受注者は、発注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - 14 受注者は、受注者又は受注者の使用人が前各項に違反したため甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

（契約締結費用の負担）

第52条 本契約締結に直接関連して発生する費用は、受注者の負担とする。

（準拠法及び管轄裁判所）

第53条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

- 2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

（補足）

第54条 本契約に定めのない事項、又は本契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(別記) 個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、本契約による業務を履行するに当たっては、個人情報（泉大津市個人情報保護条例（平成10年泉大津市条例第2号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、本契約による業務を履行するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、当該個人情報を記録した媒体の性質に応じたものとしなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、本契約による業務を履行するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 受注者は、本契約による業務を履行するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、当該業務の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知、罰則の教示等)

第8条 受注者は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならないこと等個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、当該業務に従事している者又は従事していた者が、条例第49条及び第50条の違反行為を行ったときは、各本条により懲役又は罰金に処

されること（各本条の規定は、条例第53条により泉大津市の区域外においてこれらの違反行為を行った者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

（実地調査）

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者が本契約による業務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第10条 受注者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第11条 受注者は、この個人情報の取扱いに関する特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第12条 発注者は、受注者がこの個人情報の取扱いに関する特記事項に違反していると認めるときは、この契約を解除することができる。

(別記) 特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

(特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、発注者の定める泉大津市個人情報保護条例（平成10年泉大津市条例第2号）、泉大津市情報セキュリティポリシー及び泉大津市情報セキュリティ実施手順に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 受注者は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者は、特定個人情報等を取扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、本業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受注者は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記

事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、本業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、本業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本業務に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(特定個人情報等の管理)

第9条 受注者は、本業務において利用する特定個人情報等を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

- (1) 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行う

こと。

- (3) 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
- (4) 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、本業務において利用する特定個人情報等について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者受注者間の特定個人情報等の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

(特定個人情報等の返還又は廃棄)

第12条 受注者は、本業務の終了時に、本業務において利用する特定個人情報等について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、本業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、本業務において利用する特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受注者は、発注者から、特定個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、特定個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地調査)

第14条 発注者は、本業務に係る特定個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、必要があると認められるときは、受注者及び再委託先に対して、随時、監査又は実地調査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受注者は、本業務の履行に関し特定個人情報等の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する本業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受注者の故意又は過失により、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

別紙1 仕様書

別途添付の要求水準書によるものとする。

別紙2 委託料支払額予定表

契約書に定めるところにより、発注者が受注者に履行期間を通じて支払う委託料は、次表に示すとおりとする。

表 委託料支払額予定表

支払対象となる期間		委託料支払額 (円) (消費税等含む)	計画策定業務・修繕業務分 (円) (消費税等含む)
	第1四半期		
	第2四半期		
	第3四半期		
	第4四半期		
	年度計		
	第1四半期		
	第2四半期		
	第3四半期		
	第4四半期		
	年度計		
	第1四半期		
	第2四半期		
	第3四半期		
	第4四半期		
	年度計		

別紙3 保険

(1) 受注者の加入する保険

受注者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 受注者賠償責任保険

(2) 発注者の加入する保険

発注者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 下水道賠償責任保険
- ・ 損害保険